

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 0 円（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1 件につき 0 円（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の 30%（消費税相当分を含む。）に相当する額（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額

①当該 6 箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の 30%（消費税相当分を含む。）に相当する額

②当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 30%（消費税相当分を含む。）に相当する額

3 返戻金制度

当社の紹介により就職した者が 6 か月以内に本人都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料を全額求人者に返還する

事業所名 一般社団法人 広島市薬剤師会 広島南薬局
代表者名 代表理事 中 野 真 豪